

## 長野県医療ソーシャルワーカー協会ホームページへの求人情報掲載に係わる規定

会員の所属する事業所（以下、「事業所」という）において医療ソーシャルワーカー等を募集する際、その求人情報を長野県医療ソーシャルワーカー協会ホームページ（以下、「県協会HP」という）へ掲載するため、以下の通り規定する。

1. 掲載ができるのは、申込日において県協会の会員が所属する事業所であること。ただし、同一法人内における関連施設等は、同一事業所と認める。
2. 掲載は事業所の人事担当者の承諾を得ることを必須とし、会員個人による申込みは受け付けない。なお、県協会としては、申込書が提出された時点で、人事担当者の承諾が得られているものと判断する。
3. 県協会の組織理事が担当理事となり、受付、及びホームページへの掲載、削除等を行う。
4. 掲載から削除までの流れは以下の通りとする。
  - (ア) 事業所は、「長野県医療ソーシャルワーカー協会ホームページ求人情報掲載申込書」に必要事項をすべて記載し、担当理事へFAXまたはE-mailにて送付する。申込書は県協会HPからダウンロードできるものとする。
  - (イ) 担当理事はFAXまたはE-mailを受け取ったら概ね1週間以内に県協会HPのファイルに転記し、アップロードする。担当理事はアップロードした旨を事業所に連絡する。
  - (ウ) 事業所は掲載されている内容に誤りがないか、WEB上で確認する。
  - (エ) 事業所は募集が終了した際、掲載を削除するように担当理事へFAXまたはE-mailにて申し出る。
  - (オ) 当理事はFAXまたはE-mailを受け取ったら概ね1週間以内に県協会HPから掲載内容を削除する。
  - (カ) 事業所は掲載されていた情報が削除されているか、WEB上で確認する。
5. 県協会においては、求人情報についての問い合わせには一切応じない。
6. 県協会HPへの求人情報掲載に起因する求人または採用に係わるトラブルが発生した場合においても、当協会はその責任を一切負わない。
7. この規定は2018年2月1日より適用する。